

浜松市民生委員法第26条による負担金取扱要領

第1 要旨

この要領は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第26条に基づき、浜松市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）及び市内53地区の民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）に対して、浜松市が民生委員、民生委員児童委員協議会、民生委員の指導訓練に関して、予算の範囲内において負担する費用について、必要な事項を定める。

第2 負担対象及び負担額

(1) 市民児協に交付する負担金

研修会出席旅費（交通費、宿泊費、日当等）	予算の範囲内で実費
研修会開催経費（謝礼、需用費、使用料、役務費等）	予算の範囲内で実費
資質向上に要する経費（需用費等）	予算の範囲内で実費

(2) 地区民児協に交付する負担金

定例会経費、地区民児協主催研修会経費及びその他活動経費	1地区当り	200,000円
民生委員・児童委員活動費用弁償（地区会長）	委員1人当り	136,900円
民生委員・児童委員活動費用弁償（地区副会長）	委員1人当り	108,600円
民生委員・児童委員活動費用弁償（その他の委員）	委員1人当り	105,000円

第3 支出の時期

請求に基づき随時支払うものとする。

第4 交付の申請

負担金申請書（第1号様式）による。

第5 請求の手続き

負担金請求書（第2号様式）による。

第6 添付文書

- (1) 当該年度歳入歳出予算書
- (2) 当該年度事業計画書

附 則

この要領は平成 8 年 8 月 2 6 日から施行し、平成 8 年度分の負担金から適用する。

この要領は平成 1 0 年 9 月 1 日から施行し、平成 1 0 年度分の負担金から適用する。

この要領は平成 1 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 9 年度分の負担金から適用する。

この要領は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 2 年度分の負担金から適用する。

この要領は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 4 年度分の負担金から適用する。

この要領は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 5 年度分の負担金から適用する。

この要領は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 6 年度分の負担金から適用する。

第1号様式

平成 年 月 日

浜松市長

所在地
申請者 団体名
会長

印

民生委員法第26条の規定による負担金の申請について

平成 年度標記の負担金として金 円を交付願いたく申請いたします。

添付文書	平成	年度歳入歳出予算書	1部
	平成	年事業計画書	1部

第2号様式

請求書

金 _____ 円也

ただし、平成 _____ 年度民生委員法第26条の規定による負担金として

負担金総額	円
既受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

浜松市長

所在地 〒
浜松市

申請者 団体名

会 長

印

口座振込先金融機関

口座種別・口座番号

口座名義人